

高校生『一人で海外進出！』応援プロジェクト 参加に関する誓約書

大阪府知事 様

私は、「高校生『一人で海外進出！』応援プロジェクト」（以下、『プロジェクト』という。）の参加者に選抜されたときは、次の事項を将来に渡って遵守することをここに誓約します。

1 参加高校生等としての責任と規則の遵守

- ・ 本プロジェクトへの参加において、起こりうる全ての事象については、参加高校生等自身の自己責任であることを承知いたします。
- ・ 参加高校生等としての誇りと責任をもって本プロジェクトに積極的に取り組み、参加高校生等にふさわしい言動をとることを誓約します。
- ・ 国内外を問わず、大阪府並びに受託事業者をはじめ、関係機関等の名誉、信用その他の社会的評価を害し、悪影響を与えるような行為をしません。
- ・ 本プロジェクト参加の際は、大阪府及び受託事業者の指示に従い、大阪府及び受託事業者が定める各種の規則を遵守します。
- ・ 海外体験・留学等時には、上記に加え、現地の法令や規則を遵守します。

2 プロジェクトへの参加義務

- ・ 本プロジェクトにおける事前・事後研修、キックオフイベントや成果発表会、海外体験・留学等報告動画作成及び SNS 等への掲載など、参加高校生等に義務付けられる全ての活動に必ず参加します。
- ・ 本プロジェクト修了後においても、修了生として本プロジェクトの活動を活性化するために企画・運営される各種活動（各種行事等における修了生としての体験談の披露や公式 SNS 等への投稿を含む参加等）、進路・海外体験・留学等状況の報告及び各種調査にも、必ず協力いたします。

3 個人の負担金等の取扱

- ・ 本プロジェクトにおいては、大阪府補助金交付規則及び大阪府高校生等海外体験支援助成金要綱に基づき、適正な時期に適正に申請手続きをします。また、当該助成金が大阪府より予算の範囲内で交付されますが、当該助成金の支給対象経費（海外体験・留学等プログラム費用及び往復の航空券代の 1/2）以外は個人が負担します。
- ・ 個人がする全経費については、一連のプロジェクトに要する経費として、受託事業者等が指定する日までに、指定された方法にて納付します。また、講座受講や報告会等の指定場所等までの交通費、オンライン対応に要する通信費、海外体験・留学等に必要となるパスポート・ビザ取得費用、海外旅行保険料、渡航に必要な検査料等の費用についても別途個人の負担とします。
- ・ 納付した本事業にかかる一切の費用等は、原則返還されないことに同意します。
- ・ 本プロジェクトの助成金の支給対象経費（海外体験・留学等プログラム費用及び往復の航空券代合計の 1/2）における大阪府からの助成金に必要な申請手続き及び実績報告については、虚偽のない迅速な手続きを行うとともに、指定された日時までに大阪府へ報告いたします。

4 個人情報の取扱

- ・ 本プロジェクトへ出願する際に提出した個人情報は、大阪府及び受託事業者間で共有されることに同意します。
- ・ 選考結果について、学校長へ通知されることに同意します。
- ・ 本プロジェクトに関する活動に際し撮影・録音等された写真、動画、音声、著作物は、印刷物・インターネット等あらゆる媒体において大阪府及び受託事業者が自由に無償で使用することに同意します。

5 秘密保持

- ・ 本プロジェクトの参加を通じて知った関係機関及び関係者等の秘密情報並びに個人情報、その他の秘密を守り、他に漏らさず、不正な使用・開示をしません。

6 受託事業者への届出

- ・ 出願時に提出した個人情報に変更が生じた場合には、速やかに大阪府及び受託事業者へ届け出ます。また、本プロジェクトへの参加等に影響を与える可能性のある事象（体調不良による在学する学校の長期欠席など）、問題（在学する学校における出席停止や懲戒処分など）等が発生した場合も、当該の事象、問題等が発生した時点で速やかに大阪府及び受託事業者へ届け出ます。
- ・ 在学する高校の学校長が、本プロジェクトへの参加に影響を与えるような心身の故障などを認めた場合や、出席停止又は懲戒処分などを行った場合、当該学校長がその内容・事実を大阪府及び受託事業者へ報告する場合があることに同意します。
- ・ 大阪府及び受託事業者が、本プロジェクト参加高校生等としてふさわしくない態度や言動、本プロジェクトへの参加に影響を与えるような心身の故障などを認めた場合、必要に応じ、親権者や学校長に問合せることがあることに同意します。

7 海外体験・留学等時の安全管理

- 海外体験・留学等中の海外旅行保険は、渡航前に受託事業者の指示に従って必ず加入します。また、加入した保険の限度額を超える費用については、個人負担します。
- 海外体験・留学等の渡航先において、体調不良、傷害などが発生し、大阪府及び受託事業者が現地における医療機関の受診等が必要であると認めた場合や、現地の医療従事者によって緊急の医療行為が必要だと判断された場合、医薬品の投与、麻酔及び輸血を含む治療等、参加高校生等本人又は親権者の了解を得ずに必要な措置が取られる場合があることに同意します。
- 海外体験・留学等の渡航先における体調不良などにより、海外体験・留学等の継続が困難であると大阪府及び受託事業者が判断した場合には、大阪府及び受託事業者の要請に従い、親権者が留学先に赴き参加高校生等の救援を行うことや、途中帰国に要した費用を親権者が負担することなど、参加高校生等の留学等期間に先立ち、あらかじめ親権者が自らの有効な旅券を取得しておくことを含め、親権者が責任を持って対応します。

8 欠席等の取扱い

- 本プロジェクトの事前・事後研修における講座は全て受講します。
- 体調不良などの個人の事情で事前研修を 3 回以上欠席した場合（※ 1）や、頻繁に宿題を忘れる、故意にグループワークに協力しない、その他講座の進行を妨げる行為を行うなどし、大阪府及び受託事業者が、その後の本プロジェクト継続が困難と判断された場合は、海外体験・留学等に参加できない、または本プロジェクト修了証書が発行されないことがあることに同意します。
- 海外体験・留学等期間中における体調不良など個人の事情に起因する海外体験・留学等プログラムの不参加については、本プロジェクトの内容に応じ、受託事業者の判断により欠席扱いとなることに同意します。
- やむを得ない事情等による海外体験・留学等への不参加又は成果発表会の欠席、その他事情を問わず全体のプロジェクトを通じ結果的に 3 分の 1 以上欠席となった場合（※ 2）本プロジェクト修了証書が授与されないことがあることに同意します。

（※ 1）個人の事情とは、体調不良を含む、下記（※ 2）に記載されている『やむを得ない事情』に含まれない事情をいう。

（※ 2）やむを得ない事情とは、重要な学校行事、忌引などを想定しており、当該事情に関して書面による申出があった場合、また感染症等の影響で在学する高校等が休業となっているような場合を含む。なお、「重要な学校行事」とは、学校又は学年における全ての生徒が一堂に会するような行事で、他の日程での代替参加ができないもの（入学式、卒業式、修学旅行、文化祭のほか、大阪府が認めるもの）をいう。

9 選抜決定の取消し等

- ①本誓約書に記載された事項に違反した場合、②募集要項に掲げる参加高校生等の要件を備えなくなった場合、③すべての申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合、④在学する高校等で懲戒処分を受けるなど参加高校生等としてふさわしくない事実が確認された場合、⑤国内外を問わず、大阪府や受託事業者をはじめ、関係機関等の名誉、信用その他の社会的評価を害し、悪影響を与えるような言動（ソーシャルメディア全般への投稿などによるものも含む。）をした場合、⑥自己又は他人を傷つけあるいは危険にさらしうる言動（ソーシャルメディア全般への投稿などによるものも含む。）をした場合、大阪府及び受託事業者の判断により参加高校生等としての選抜決定が取り消される場合があることに同意します。
- また本措置がとられた場合にも、一切の不服の申し立てはせず、本措置の結果として生じたいかなる損害・損失についても、大阪府及び受託事業者が賠償や個人の負担金等の返還等を請求することはありません。

10 権利関係

- 本プロジェクトは、受託事業者が大阪府からの委託を受けて実施するものであり、本誓約書に記載された事項について大阪府と受託事業者が同等の権利を有することを確認し、同意します。

上記の誓約を確認するため、以下に記名します。

2025 年 月 日（記入日）

出 願 者 記 名	
出 願 者 住 所	大阪府
在 籍 校 名・学 年	学校 第 学年（2025 年 12 月 26 日時点）
親 権 者 記 名	（続柄： ）
親 権 者 住 所	